

新型コロナウイルス感染の懸念から

## 市内医療機関では、電話による診療やお薬を処方できます。

厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に合わせ、医師会では電話受診で院内処方又は処方箋を発行できる体制となっております。

**先生が対面診療を不要と判断した場合は可能となりますので、通院することに不安がある方はお電話でご相談ください。お薬など可能な限り対応させていただきます。**

また、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付）により、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等が可能となりました。

**血液検査等必要な場合がありますので、まずは、かかりつけ医へご相談ください。**

